

許 可 証

複製禁止

精華町指令9環第1号

住所 奈良県橿原市五井町187番地の2
氏名 株式会社 NANBU
代表取締役 岩本 和代

平成29年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、
精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第1項の規定に
より、次のとおり許可する。

平成29年2月24日

精華町長 木村 要



取扱廃棄物の種類	可燃ごみ
収集運搬処分の別	収集運搬
業務の区域	精華町全域
許可の期間	平成29年(2017年) 3月23日から 平成31年(2019年) 3月22日まで
条 件	◎可燃物の処分先は、打越台環境センターとすること。 住所：相楽郡精華町大字北稻八間小字打越84番地 ◎収集実績の報告書は2カ月に1回提出すること。 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。

複写厳禁